の提携協力並中央機関との連絡に当らしむ

第五条　委員総会は本部第二条の目的を貫徹するため協議会議長必要ある時又は半数以上の委員よりの申請ありたる時委員会を召集す

第六条　本部規定の事業を遂行するため必要なる費用は本協議会に於て其金額支出及醵出方法を決定するものとす（各団体一ヶ月二円醵出）

第七条　本部は昭和九年三月二十日より之を実施す

宣言草案

神戸地方労仂者諸君

我國の労仂者総数は四百八十八万を越えてゐるが其内四百五十余万人は未組織労仂者であり組織労仂者は全労仂者の七分五厘僅に三十六万人余に過ぎぬ、しかもその組織労仂者は九百四十の各労仂組合に分散しこれを資本家が自らの利益のために組織してゐる各種団体に比較すれば甚だしき劣勢であることは言も俟たぬ。

労仂者の斯くの如き状態は例へば百人の者が急流を渡らむとするに当つて船に乗つて渡らうとするものが七人そこ〳〵であとの者は思ひ〳〵に裸で泳いで行かうとしてゐる様なものである苦しき社会の流れが緩やかであるならばこれでいゝだらう、けれども現在は資本主義の全体的没落期に当面し社会的風波は激烈を極めてゐる、此の時労仂者が自らの利益を守るために互に手を握つて立ち上る能力がなく社会の急流に抗するための組織をもつ意義がないならば多くのものは此の流れの中に溺れ労仂者全体としても下へ〳〵と苦しい生活へ押し流されざるを得ないことは明かである

かくの如く自ら組織する能力をもたざる者は遂に自らの前途を打開する凡ての手段を欠くものとして社会の救ひの綱與へられるまゝの恩恵的施設にすがらざるを得ないのであらう我々が若しかういう惨めな状態に陥ることを快としないならば我々は先づ労仂者同志が自分達の前途を開いて行く方法を具体化し実行しなければならぬ。我々はこの現実当面の必要な初歩的活動の機関は実に日本労仂組